

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第1部門第2区分  
【発行日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【公開番号】特開2003-159327(P2003-159327A)

【公開日】平成15年6月3日(2003.6.3)

【出願番号】特願2002-225305(P2002-225305)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 M 5/158

【F I】

A 6 1 M 5/14 3 6 9 Z

A 6 1 M 5/14 3 6 9 P

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月1日(2005.8.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シールドされた静脈注射または血液採集アセンブリであって、

a . 細長い針と、

b . 1本の管と、

c . 一方端で前記針を支持し、他方端で前記管と液体連通する細長いハウジングと、

d . 前記ハウジングが具える、一対の対向して外方向に向いて伸びる羽根と、

e . 前記針から離れた位置から前記針を覆う位置へ旋回心軸に移動するように、前記ハウジングに対し旋回心軸に固定されたシールドと、

を具え、前記ハウジングに前記シールドを搭載する手段をさらに含むことを特徴とするシールドされた静脈注射または血液採集アセンブリ。

【請求項2】

前記搭載手段は、前記ハウジングに前記シールドを固定するために、前記ハウジングに隣接し前記羽根の周りに位置付け可能なクリップを含むことを特徴とする請求項1に記載のアセンブリ。

【請求項3】

前記クリップは前記シールドと一緒に形成されていることを特徴とする請求項2に記載のアセンブリ。

【請求項4】

前記シールドは、一体成形ヒンジによって、前記クリップと接続されていることを特徴とする請求項2に記載のアセンブリ。

【請求項5】

前記一体成形ヒンジは、二重の一體成形ヒンジを形成する別々に配置された一対のヒンジ要素を含むことを特徴とする請求項4に記載のアセンブリ。

【請求項6】

前記シールドは基端と、末端と、対向した一対の側壁と、上面と、それらによって定められ、前記末端から基端まで伸び、前記閉じた位置で前記針を覆う細長い凹部とを具えることを特徴とする請求項4に記載のアセンブリ。

【請求項7】

前記シールドは、前記ハウジングの羽根の横で、管の上に位置する前記シールドと前記

クリップの間で、ヒンジ軸に対して旋回心軸方向に移動することを特徴とする請求項6に記載のアセンブリ。

【請求項 8】

前記シールド側壁は、対向して内方向に向き、前記シールドの前記基端近傍の突起で、シールドが針を超えて覆う位置にあるとき、前記クリップと結合するための突起を含むことを特徴とする請求項7に記載のアセンブリ。

【請求項 9】

前記シールドは、前記ハウジングにおける前記羽根の横で、前記針を覆う前記シールドと前記クリップの間でヒンジ軸に沿って旋回心軸方向に移動することを特徴とする請求項6に記載のアセンブリ。

【請求項 10】

前記シールドの側壁は対向して内方向に向き、前記シールドの前記基端近傍にあり、シールドが針を覆う位置にあるときに前記ハウジングと接続する突起を含むことを特徴とする請求項9に記載のアセンブリ。

【請求項 11】

前記シールドの側壁は、少なくとも一つの内側に向けられ、前記シールドの前記凹部の前記末端近傍にある突起を具え、前記針が前記細長い凹部に入れられたとき、前記末端突起は、前記針によって屈折され得るとともに、前記末端突起は前記シールド内の前記針を永続的に固定するために、屈折しない位置に戻ることができることを特徴とする請求項6に記載のアセンブリ。

【請求項 12】

前記シールドは、前記シールドの基端から上方向の斜面に斜めに延びる第1傾斜路を含む上部指ガイド領域を具えることを特徴とする請求項6に記載のアセンブリ。

【請求項 13】

前記第1傾斜路は接触突起を含むことを特徴とする請求項12に記載のアセンブリ。

【請求項 14】

前記針は末端において、上方向に傾斜が付けられた面を含み、前記シールドと前記羽根は前記針の上方向に傾斜がつけられた面と一列に並ぶことを特徴とする請求項1に記載のアセンブリ。